

報道資料

令和7年11月14日

1 件 名	ネーミングライツパートナーの募集について
2 日 時	(募集期間) 令和7年11月14日(金)から 令和7年12月19日(金)まで
3 場 所	(対象施設) やまぐちリフレッシュパーク総合体育館 やまぐちサッカー交流広場(引谷体育館除く)
4 内 容	<p>スポーツ交流課所管の下記2施設において、ネーミングライツパートナーの募集をします。</p> <p>【やまぐちリフレッシュパーク総合体育館(メイン・サブアリーナ)】</p> <p>(1) ネーミングライツ料: 年額200万円以上(税別)</p> <p>(2) 愛称使用期間: 令和8年4月1日から3年以上5年以内</p> <p>(3) 募集期間: 令和7年11月14日(金)から令和7年12月19日(金)まで</p> <p>【やまぐちサッカー交流広場(引谷体育館を除く)】</p> <p>(1) ネーミングライツ料: 年額100万円以上(税別)</p> <p>(2) 愛称使用期間: 令和8年4月1日から3年以上5年以内</p> <p>(3) 募集期間: 令和7年11月14日(金)から令和7年12月19日(金)まで</p> <p>※詳細については、募集要項をご確認ください。 募集要項は、市ウェブサイトからもダウンロードできます。</p>
5 問い合わせ	山口市交流創造部スポーツ交流課 TEL 083-934-2873 やまぐちリフレッシュパーク 担当: 谷野 やまぐちサッカー交流広場 担当: 山田

やまぐちリフレッシュパーク総合体育館の
ネーミングライツパートナー募集要項

《募集期間:令和7年11月14日から12月19日まで》

山口市では、新たな財源確保により持続可能な施設管理を行い、市民サービスの向上やさらなるスポーツ振興を図るため、やまぐちリフレッシュパーク総合体育館について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を次のとおり募集します。

1. 対象施設等

対象施設	やまぐちリフレッシュパーク 総合体育館(メインアリーナ・サブアリーナ)
所在地	山口県山口市大内長野1107番地
施設概要	別紙「施設概要」のとおり

2. 募集する提案内容

(1) ネーミングライツ料（消費税及び地方消費税は別）

年額200万円以上

※ ネーミングライツ料は、1万円単位で提案してください。

(2) 愛称使用期間

3年以上5年以内（ただし、愛称の使用開始は令和8年4月1日からとします。）

(3) 契約期間

① 契約期間は、準備期間と愛称使用期間とします。

② 準備期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとします。

③ 愛称使用期間は、令和8年4月1日から3年以上5年以内とします。

※ 契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。原則として、愛称使用期間の満了の6ヵ月前までに本市またはパートナーから特段の意思表示がないときは、同一条件で契約を更新するものとします。

ただし、契約期間については、双方協議のうえ、変更できるものとします。

(4) 愛称の条件

① やまぐちリフレッシュパーク総合体育館に企業名または商品（ブランド）名等を含んだ愛称とすることができます。

② 親しみやすさ、呼びやすさ等を考慮され、施設目的がイメージできる愛称としてください。

③ 企業やブランドのロゴマーク等も使用できます。

④ 愛称の中に必ず「アリーナ」など、体育館をイメージできる言葉を入れてください。

⑤ 愛称は、一般的な呼称として用い条例上の施設名称を変更するものではありません。

※ 条例上の施設名：やまぐちリフレッシュパーク

⑥ 愛称は、日本語及び英語（アルファベット）による表記とします。

⑦ 利用者等の混乱を避けるため、愛称使用期間内の愛称変更はできないものとします。ただし、パートナーの社名変更等、相当の理由がある場合は除きます。

⑧ 商標権侵害等の問題がない愛称を提案してください。

- ⑨ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。
- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
 - エ 政治性又は宗教性のあるもの
 - オ 社会問題についての主義主張にあたるもの
 - カ 個人の氏名にあたるもの
 - キ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
 - ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - ケ 虚偽又は誇大であるもの
 - コ その他愛称として、不相当と認められるもの

(5) 愛称の表示と費用負担

- ① パートナーは、愛称表示に伴う看板の新設設置及び既存看板等の変更をすることができます。ただし、施工方法、設置場所、規格等については、本市と協議の上、決定するものとします。
- ② なお、施工及び原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担となります。
- ③ ホームページの表示変更は市及び指定管理者において、速やかに表示変更します。ただし、現在発行しているパンフレット等の印刷物の表示変更は、新規作成分（増刷分を含む）からの対応とします。
- ④ その他、ネーミングライツを活用した提案等については、協議により決定させていただきます。
- ⑤ ネーミングライツ導入に伴う役割分担は以下のとおりです。

内 容	分 担	
	市(指定管理者)	パートナー
対象施設の看板の新設・変更		○
パートナーの設置物に起因する事故		○
契約期間満了による原状回復		○
パンフレット、HP等の広報媒体の名称変更	○	
その他	協議による	

(6) パートナーの特典

- ① 市は、愛称の普及と定着のため、パートナー及び愛称の決定について、報道機関等を通じて発表するとともに、市公式ホームページや指定管理者が作成するSNS等でも発表を行います。
- ② 市及び指定管理者は、イベントや大会などの主催者に対してポスターやチケットに掲載する会場表示についても、新しい愛称で表示するよう促します。
 ≪例≫やまぐちリフレッシュパークメインアリーナ
 ⇒ やまぐちリフレッシュパーク○○アリーナ
- ③ パートナーは、市と協議の上、施設内の市が指定する場所に企業をPRするポスター等の掲示物を掲出することができます。

- ④ パートナーは、本施設を年間1日ほど無償使用できる権利を付与されます（照明及び附属設備の利用料金は別途必要です）。利用条件や日程等については、協議、調整の上決定します。

(7) 応募資格

次に掲げる事項を満たす者としてします。

ただし、政治団体、宗教団体ならびに山口市広告掲載基準第5条に定める規制業種又は事業者は除きます。

- ① 法人であること
- ② 市税の滞納をしていないこと
- ③ 市により指名停止を受けていないこと
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと

3. 応募方法等

(1) 募集期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月19日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 申込書（様式第1号） 1通
- ② 登記事項証明書（原本） 1通
- ③ 会社概要（本店・営業所の所在や雇用人数がわかるもの（任意様式）） 1通
- ④ 直近の決算報告書（任意様式） 1通
- ⑤ 山口市税の滞納がないことの証明書（原本） 1通
※山口市内に事業所等がない場合は、本社所在地の市区町村民税の滞納がないことの証明書とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※ 持参の場合の受付時間：午前8時30分から午後5時の間（土日・祝日を除く）

※ 郵送の場合：簡易書留郵便等の確実な方法によること（募集期間内必着）

(4) 提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市交流創造部スポーツ交流課

4. 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類：質問事項を記載した文書（任意様式）
- ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
- ③ 受付期限：令和7年11月28日（金）午後5時まで

④ 提出先：山口市交流創造部スポーツ交流課
E-mail:sports@city.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問受付後、1週間以内に市ホームページに質問及び回答を随時掲載します（質問者名は表示しません）。

5. 選定方法

(1) パートナーの選定にあたっては、別に選定委員会を設置し、下記の審査項目に沿って総合的に審査し、優先候補者を選定するものとします。

審査項目		配点
①	提案金額（配点×提案金額/最高応募提案金額）	100.0点
②	愛称使用期間（5年：5点、4年：3点、3年：1点）	5.0点
③	愛称の適否（親しみやすさ、呼びやすさ）	10.0点
④	パートナーの適格性（地域密着度） （市内に本社・本店を有する：5点、支店・営業所等を有する：3点）	5.0点
⑤	パートナーの適格性（申込動機）	10.0点
小 計		130.0点
⑥	山口市スポーツ協会に加盟する競技団体による評価の平均点	20.0点
合 計		150.0点

※ ①は小数点第2位を四捨五入する。

※ ⑥は、愛称の普及と定着を図るため、山口市スポーツ協会加盟団体に③について評価を実施し、平均点数を加点します。

※ 各選定委員の得点は①～⑤の得点と⑥を加点した得点（150点満点）とし、各選定委員の得点の合計点が最も高い応募者を優先交渉者として選定します。

※ 合計点が同点の場合は、「①提案金額」、「③愛称の適否」、「⑤パートナーの適格性」、「②愛称使用期間」の順に各審査項目の合計点が高い応募者の順位を上位とします。

(2) 応募者が1者のみの場合においても審査を行います。⑥は実施しません。

(3) 選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。

(4) 選定した優先候補者とパートナー契約に係る協議を行います。双方の合意がなされた場合、正式にパートナーとして決定し、パートナー名、愛称、ネーミングライツ料等について公表します。

(5) 優先候補者との協議において、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、協議を打ち切り、次点者と協議を行うこととします。

6. ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いは、年度ごとに本市からの請求に基づき指定する期日までに一括で納付していただきます。なお、分割での支払いはできません。

また、パートナーの責めに帰すべき事由により契約解除に至った場合、納入済みのネーミングライツ料（年額）は返還いたしません。また、残る期間のネーミングライツ料（総額）の10分の1に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。

7. リスク負担

- (1) パートナーが設置した看板、サイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、パートナーが責任を負うものとします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、双方協議の上、リスク負担を決定するものとします。

8. 施設見学

募集に際し「やまぐちリフレッシュパーク」の現地確認を希望される場合は、事前に当該施設の指定管理者（TEL：083-927-7211）に確認し、日程を調整したうえで現地確認を行ってください。

9. その他

- (1) 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 提出書類等は必要により複写いたします。
- (3) 提出書類等は返却いたしません。
- (4) 提出書類等は、情報公開請求があった場合には、山口市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

10. 問合せ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市交流創造部スポーツ交流課 谷野・守川
TEL：083-934-2873 E-mail：sports@city.yamaguchi.lg.jp

**やまぐちサッカー交流広場の
ネーミングライツパートナー募集要項**

《募集期間:令和7年11月14日から12月19日まで》

山口市では、新たな財源確保により持続可能な施設管理を行い、市民サービスの向上やさらなるスポーツ振興を図るため、やまぐちサッカー交流広場について、ネーミングライツパートナー（以下「パートナー」という。）を次のとおり募集します。

1. 対象施設等

対象施設	やまぐちサッカー交流広場（引谷体育館は除く 以下同じ）
所在地	山口県山口市徳地船路890番地
施設概要	別紙「施設概要」のとおり

2. 募集する提案内容

(1) ネーミングライツ料（消費税及び地方消費税は別）

年額100万円以上

※ ネーミングライツ料は、1万円単位で提案してください。

(2) 愛称使用期間

3年以上5年以内（ただし、愛称の使用開始は令和8年4月1日からとします。）

(3) 契約期間

① 契約期間は、準備期間と愛称使用期間とします。

② 準備期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとします。

③ 愛称使用期間は、令和8年4月1日から3年以上5年以内とします。

※ 契約期間終了後の継続に関しては優先交渉権があります。原則として、愛称使用期間の満了の6ヵ月前までに本市またはパートナーから特段の意思表示がないときは、同一条件で契約を更新するものとします。

ただし、契約期間については、双方協議のうえ、変更できるものとします。

(4) 愛称の条件

① やまぐちサッカー交流広場に企業名または商品（ブランド）名等を含んだ愛称とすることができます。

② 親しみやすさ、呼びやすさ等を考慮され、施設目的がイメージできる愛称としてください。

③ 企業やブランドのロゴマーク等も使用できます。

④ 愛称は、一般的な呼称として用い条例上の施設名称を変更するものではありません。

※ 条例上の施設名：やまぐちサッカー交流広場

⑤ 愛称は、日本語及び英語（アルファベット）による標記とします。

⑥ 利用者等の混乱を避けるため、愛称使用期間内の愛称変更はできないものとします。ただし、パートナーの社名変更等、相当の理由がある場合は除きます。

⑦ 商標権侵害等の問題がない愛称を提案してください。

⑧ 次のいずれかに該当するものは、愛称として使用できません。

- ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- イ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ウ 人権侵害、差別又は名誉毀損のおそれがあるもの
- エ 政治性又は宗教性のあるもの
- オ 社会問題についての主義主張にあたるもの
- カ 個人の氏名にあたるもの
- キ 青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- ク 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ケ 虚偽又は誇大であるもの
- コ その他愛称として、不相当と認められるもの

(5) 愛称の表示と費用負担

- ① パートナーは、愛称表示に伴う看板の新設設置及び既存看板等の変更をすることができます。ただし、施工方法、設置場所、規格等については、本市と協議の上、決定するものとします。
- ② なお、施工及び原状回復に要する費用は、ネーミングライツ料とは別にパートナーの負担となります。
- ③ ホームページの表示変更は市及び指定管理者において、速やかに表示変更します。ただし、現在発行しているパンフレット等の印刷物の表示変更は、新規作成分（増刷分を含む）からの対応とします。
- ④ その他、ネーミングライツを活用した提案等については、協議により決定させていただきます。
- ⑤ ネーミングライツ導入に伴う役割分担は以下のとおりです。

内 容	分 担	
	市(指定管理者)	パートナー
対象施設の看板の新設・変更		○
パートナーの設置物に起因する事故		○
契約期間満了による原状回復		○
パンフレット、HP等の広報媒体の名称変更	○	
その他	協議による	

(6) パートナーの特典

- ① 市は、愛称の普及と定着のため、パートナー及び愛称の決定について、報道機関等を通じて発表するとともに、市公式ホームページや指定管理者が作成するSNS等でも発表を行います。
- ② 市及び指定管理者は、イベントや大会などの主催者に対してポスターやチケットに掲載する会場表示についても、新しい愛称で表示するよう促します。
 ≪例≫やまぐちサッカー交流広場 ⇒ やまぐちサッカー交流広場○○○○○
- ③ パートナーは、市と協議の上、施設内の市が指定する場所に企業をPRするポスター等の掲示物を掲出することができます。
- ④ パートナーは、本施設を年間1日ほど無償使用できる権利を付与されます（照明及び附属設備の利用料金は別途必要です）。利用条件や日程等については、協議、調整の上決定します。

(7) 応募資格

次に掲げる事項を満たす者とします。

ただし、政治団体、宗教団体ならびに山口市広告掲載基準第5条に定める規制業種又は事業者は除きます。

- ① 法人であること
- ② 市税の滞納をしていないこと
- ③ 市により指名停止を受けていないこと
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと

3. 応募方法等

(1) 募集期間

令和7年11月14日（金）から令和7年12月19日（金）午後5時まで

(2) 提出書類

- ① 申込書（様式第1号） 1通
- ② 登記事項証明書（原本） 1通
- ③ 会社概要（本店・営業所の所在や雇用人数がわかるもの（任意様式）） 1通
- ④ 直近の決算報告書（任意様式） 1通
- ⑤ 山口市税の滞納がないことの証明書（原本） 1通

※山口市内に事業所等がない場合は、本社所在地の市区町村民税の滞納がないことの証明書とする。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※ 持参の場合の受付時間：午前8時30分から午後5時の間（土日・祝日を除く）

※ 郵送の場合：簡易書留郵便等の確実な方法によること（募集期間内必着）

(4) 提出先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 山口市交流創造部スポーツ交流課

4. 質問及び回答

質問がある場合は、次のとおり提出してください。

(1) 質問の提出方法

- ① 提出書類：質問事項を記載した文書（任意様式）
- ② 提出方法：電子メール（受付期限内必着）
- ③ 受付期限：令和7年11月28日（金）午後5時まで
- ④ 提出先：山口市交流創造部スポーツ交流課

E-mail:sports@city.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問に対する回答方法

質問受付後、1週間以内に市ホームページに質問及び回答を随時掲載します（質問者名は

表示しません)。

5. 選定方法

- (1) パートナーの選定にあたっては、別に選定委員会を設置し、下記の審査項目に沿って総合的に審査し、優先候補者を選定するものとします。

審査項目		配点
①	提案金額 (配点×提案金額/最高応募提案金額)	100.0点
②	愛称使用期間 (5年：5点、4年：3点、3年：1点)	5.0点
③	愛称の適否 (親しみやすさ、呼びやすさ)	10.0点
④	パートナーの適格性 (地域密着度) (市内に本社・本店を有する：5点、支店・営業所等を有する：3点)	5.0点
⑤	パートナーの適格性 (申込動機)	10.0点
合計		130.0点

※ ①は小数点第2位を四捨五入する。

※ 各選定委員の得点は①～⑤の得点を合計した得点 (130点満点) とし、各選定委員の得点の合計点が最も高い応募者を優先交渉者として選定します。

※ 合計点が同点の場合は、「①提案金額」、「③愛称の適否」、「⑤パートナーの適格性」、「②愛称使用期間」の順に各審査項目の合計点が高い応募者の順位を上位とします。

- (2) 応募者が1者のみの場合においても審査を行います。
- (3) 選定結果については、全ての応募者に文書で通知します。
- (4) 選定した優先候補者とパートナー契約に係る協議を行います。双方の合意がなされた場合、正式にパートナーとして決定し、パートナー名、愛称、ネーミングライツ料等について公表します。
- (5) 優先候補者との協議において、合意の可能性がないと本市が判断した場合は、協議を打ち切り、次点者と協議を行うこととします。

6. ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料の支払いは、年度ごとに本市からの請求に基づき指定する期日までに一括で納付していただきます。なお、分割での支払いはできません。

また、パートナーの責めに帰すべき事由により契約解除に至った場合、納入済みのネーミングライツ料 (年額) は返還いたしません。また、残る期間のネーミングライツ料 (総額) の10分の1に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。

7. リスク負担

- (1) パートナーが設置した看板、サイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権等を侵害した場合の負担は、パートナーが責任を負うものとします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、双方協議の上、リスク負担を決定するものとします。

8. 施設見学

募集に際し「やまぐちサッカー交流広場」の現地確認を希望される場合は、事前に当該施設の指定管理者 (TEL：0835-56-0888) に確認し、日程を調整したうえで現地確認を行ってく

ださい。

9. その他

- (1) 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担となります。
- (2) 提出書類等は必要により複写いたします。
- (3) 提出書類等は返却いたしません。
- (4) 提出書類等は、情報公開請求があった場合には、山口市情報公開条例に基づき開示する場合があります。

10. 問合せ先

〒753-8650 山口市亀山町2番1号
山口市交流創造部スポーツ交流課 山田・守川
TEL：083-934-2873 E-mail：sports@city.yamaguchi.lg.jp